

MMI News

エム・エム・アイ ニュース

1 2005 月号

- 確定申告セミナーのご案内
- 高橋信行会長 年頭所感
- 年金改正と実務②-2
- 住民税均等割と非課税措置

エム・エム・アイグループ
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル
TEL. 03-3778-2311
<http://www.m-m-i-g.com>



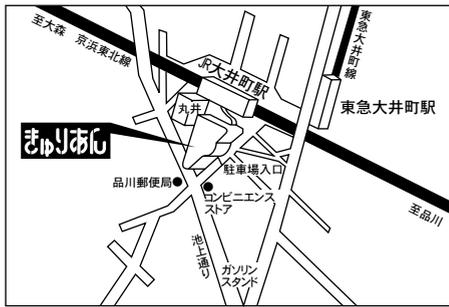
「確定申告直前セミナー」のご案内

ちょうぼ倶楽部セミナー

本年も「確定申告直前セミナー」を下記の要領にて開催致します。

確定申告書の作成方法のご説明、添削ご指導をわかりやすく致します。必要な資料(下記)をご用意の上、ご参加ください。お待ち申し上げております。

- ◇日 程：平成17年2月4日(金)
- ◇時 間：午後1:15～4:00
- ◇場 所：きゅりあん 6階 中会議室
(JR大井町駅中央口、東急大井町駅下車徒歩1分入口は丸井の中にあります)



- ◇費 用：会員 ¥3,000/人 (資料代)
- ◇講 師：高橋合同会計事務所
- ◇持ち物：一年間の帳簿類 (元帳・試算表又はそれに類する収支の資料) 税務署から送られている申告用紙・前年度の申告書類一式・電卓・筆記用具

◆今回のセミナーは事業所得・不動産所得のお客様を中心に開催いたします。
当日は一年間の帳簿類・申告用紙等必要書類をご持参下さい。申告内容や資料のご用意の状況により当日、時間内に申告書が全て完成しない場合もございます。ご相談内容が複雑な場合は、事前にFAX等にて内容をご連絡いただけましたら幸いです。

★ご参加希望の方は必ず1月31日(月)迄に電話・FAX等でお申込みをお願い致します

お問合せ・お申込み
MMIグループ(株) ちょうぼ倶楽部 鈴木
電話 03-3776-0046
FAX 03-3778-2326
E-mail : msuzuki@m-m-i-g.com

申 込 書

会社名	
氏 名	
電話番号	



節税倶楽部のお知らせ

日 時 平成17年1月25日 火曜日
場 所 きゅりあん 4階 第一グループ室
テーマ 平成17年度「税制改正特集」

会員の方には後日詳細を郵送にてお知らせ致します。
ゼミナール参加ご希望の方は
電話 03-3778-2315 節税倶楽部 小島まで

*上記のセミナー情報はMMIグループのホームページ上にて掲載中

<http://www.m-m-i-g.com>



2005年 年頭所感

会長 高橋 信行



元旦が平和に巡ってくることはありがたいことである。とにかく、おめでとうと言える。

天災は仕方ないとしても、今日の世の中の体制秩序を思うと不安であり、更にその理由に思いを致すと不快になる。

平成16年の政府の政策は、国民に痛みを求めるもので、且つ具体的な実践的なことであった。年金改革・福祉縮小・増税(所得控除の切捨て、住民税増額・消費税率のアップ)となってきた。

何故このようになってきたか。これは国家財政の破綻によって国民の財産を強奪せざるを得ない時を、先延ばしするための延命策と思われる。

「国家財政は本当に破綻せざるを得ないのか」。これについては政治家・官僚・マスコミの評論家など誰も確定的なことは言わない。でも外国のビジネスマンなどはハッキリとした認識を持っているようだ。単純にみて借金1100兆円にたいして税収40兆円では元金の返済だけで30年近くかかる、これは絶望的な数字だ。

この瀕死の重症におちた理由は何処にあったのか。評論家やマスコミは難しい議論を繰返しているが、ハッキリとしない。「日本を喰い尽くす寄生虫がいる。」とハッキリ言ったのは元衆議院議員の故石井紘基氏であった。

日本の財政と経済をメチャメチャにしたのは権力をにぎる官僚システムであると感じて、国政調査権を駆使して、そのために膨大な資料により、これを徹底的に追求していた。そして刺客によって殺害された。

ベンジャミン・フルホードという外国のリポーターは日本には政治家・官僚・ヤクザの強い結合の見えな

い組織があると言っている、石井氏の死は単なる個人的な問題ではないとおもわれる。それにしても日本の世の中のために残念なことであった。

外国のマスコミの或るリポート(ネバタ・リポート)によると日本の再建に関する具体的方法として次の項目が並んでいた。

- ① 公務員の総数・給与を30%をカットする
- ② 公務員の退職金をすべてカットする
- ③ 天下りのルートを廃止する
- ④ 国債の利子の支払を5-10年間停止する
- ⑤ 消費税を20%に引き上げる
- ⑥ 課税最低限を引き下げる
- ⑦ 不動産・有価証券の資産税課税を新設する
- ⑧ 預金のペイオフと預金の30-40%カット

平成16年からこの中⑤については引き上げる掛け声をはじめている。次に⑥は具体的に施行することになった。

⑧のペイオフは17年4月から実施される。

私が気になるのは①②③が具体的に実施されるかということである。

しかし、この前に未だ重要なことがある、歳出のリストラの徹底である。

マスコミで時々報道される巨大な「税金のむだ遣い」である。これは今日の財政の破綻の最大の原因なのだと思う。

このことについては、小泉改革はほとんど実質的になにもしてこなかった。今後のことも期待できない、そこで私は怒りさえ覚えるのだが……。情けない感じになり不快になるだけである。このような年頭所感で皆様に申し訳ないと思うのですが、やはり黙っているよりよいのではないかと…。

確定申告準備

確定申告のご相談は E-mail: info@m-m-i-g.comまでお気軽にお寄せ下さい。

お正月も終わりいよいよ確定申告の準備になりました。

申告書を用意は出来ていますか？

申告用紙は5種類あり申告をする内容で用紙が違うので注意が必要です。土日は税務署がお休みなので返信用封筒を入れて税務署へおくれれば申告書は送ってくれます。

領収書の整理は出来ていますか？

使った領収書の他にもサラリーマンの場合は源泉徴収票が必要になるので忘れずにもらっておきましょう！医療費控除の方は専用の封筒がありますので明細書を記入しておくこともお忘れなく！

税務署に提出しましたか？

還付がすでにわかっている人は2月16日を待たず1月から確定申告ができます！早めに申告書の提出をすれば還付金も早くなるので還付がわかっている人は早めに提出をしましょう！

自分でチャレンジをしてみたいという方は「国税庁」のホームページもご覧ください。申告用紙もダウンロードできますよ！

<http://www.nta.go.jp/category/kakutei/kakutei.htm>

前回に引き続き、国民年金第3号被保険者の届出の特例についての解説です。今回は、実際にどのようなことが改正されたのかを説明いたします。

法律上、国民年金の第3号被保険者になったときは、その配偶者の事業主を通して、14日以内に届出をしなければなりません。この届出の規定は平成14年4月以降のもので、それより前は、被扶養配偶者自身が直接届出を行わなければなりません。万が一、そのときに忘れてしまっても、国民年金法の時効が2年である為、最大2年前まで遡って手続きすることができました。

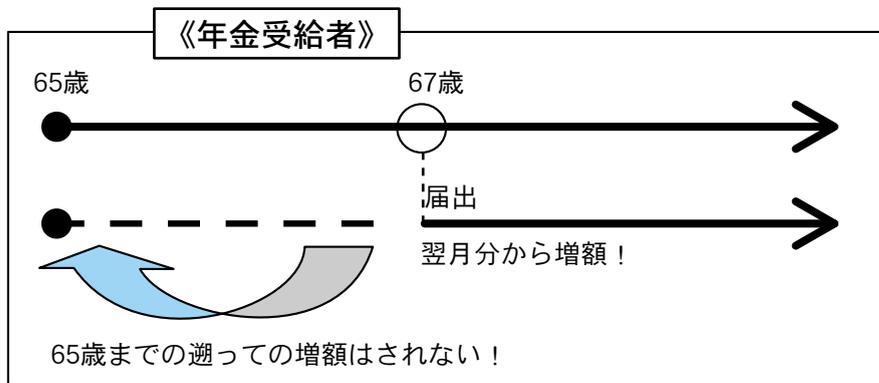
年金という言葉が身近になった現在でも年金制度というものは、本当に難しく、理解しがたいものです。昭和61年当時も、制度の理解がなかなか得られず、

手続きをし忘れてしまう人がたくさんいたそうです。そこで、平成7年から平成9年までの間に届出をした人には、特例として2年以上遡ることを認める法律ができました。しかし、それでも手続きをしなかった人がいた為に、今回の法改正が行われました。

今回の改正のポイントをまとめると以下の通りになります。

ポイント

- ☆いつでも届出をすることができる
 - ・時限的なものではない
 - ・ただし、H19.4以降に届出する場合は、やむをえない場合に限る
- ☆届出をした日以後、納付済みとされる
- ☆年金を受給している場合、届出のあった月の翌月からの年金額が変更される



この制度がなかった為に、年金の受給権を得られなかったり、また年金額が少なくなってしまった人も、届出を行えば受給等につながる可能性があります。この制度が始まる平成17年4月ごろは、社会保険事務所などの年金相談窓口は大変混雑することが予想されます。受給権の有無にかかわらず、心当たりのある方は第3

号被保険者の届出状況についていまのうちに確認をしておけば、届出が必要に無用な時間をかけることがなくなります。該当者または該当しそうな方は、ぜひ社会保険事務所へ一度お問い合わせください。

(但し、電話でのご本人の年金の詳細な問い合わせには応じてはもらえません。)

(株)渡邊事務所

増税

社会保険料負担増

リストラ

サラリーマン法人の導入

年収UP

家族も喜ぶ

節税

経営向上

サラリーマン法人とは？……

サラリーマン法人になると年収がUPするって本当ですか？…… Yes!

経営者にとってもメリットがあるって本当ですか？…… Yes!

詳しくは、www.m-m-i-g.com/salariedman.html **サラリーマン法人へGO~!!**

個人にかかる住民税は、1月1日から12月31日までの期間の所得金額をベースに、次年度において所得割と均等割が賦課される仕組みとなっています。このうち均等割は、原則として所得金額の多寡に関わらず一律4,000円（道府県民税1,000円、市町村民税3,000円）が均等に賦課されます。

しかし、もともと均等割の制度は、生計を同一にしいる単位ごとに同額を賦課する目的で設けられた制度です。夫婦については、社会生活上の単一とみなして夫に課税した場合には妻に二重に課税しないこととされてきました。つまり、独身女性と共働きの既婚女性の前年の所得金額が同額であった場合、独身女性は所得割と均等割がともに課税される一方で、既婚女性については所得割のみ負担することとされてきた訳です。（両方とも非課税限度額を超えた場合）。

ところが、近年共働きの世帯が増加しているところから平成16年度地方税法改正では、平成17年度に支払う住民税から均等割の非課税措置を段階的に廃止し、既婚女性に対しても均等割を課税することとなりました。（地法24の5、

295、310）。平成17年度とは、平成16年1月1日から12月31日までの所得金額をもとに平成17年度に支払う住民税のことであり、この期については道府県民税1,000円と、市町村民税3,000円の半額1,500円を加算した2,500円が課税されることとなります。（平成18年度分からは本則の全額4,000円が課税）。

この均等割は、1月1日現在働いていて前年の所得金額がわかる場合には、その勤務先により特別徴収され、申告や納税が完了する仕組みとなっています。一方、途中で退職した場合など1月1日現在に働いていない場合には、原則的には普通徴収によることとなります。

ただし、均等割や所得割の制度には35万円の非課税限度額が設けられていることから、この年の所得が給与所得だけなら100万円を超えない専業主婦等については引き続き均等割や所得割は課税されないことにも注意して下さい。この100万円とは、給与所得控除65万円と均等割または所得割の非課税限度額35万円を合計した金額です。

1月の税務

1 JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

給与所得者の扶養控除等申告書の提出

提出期限……本年最初の給与支払日の前日

提出先……給与の支払者（所轄税務署長）

1月11日 16年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は16年7月～12月までの徴収分を1月11日までに納付、納期特例届出書提出者は1月20日までに納付）

1月31日 支払調書の提出
源泉徴収票の交付
固定資産税の償却資産に関する申告
個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分）
11月決算法人の確定申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税〉

5月決算法人の中間申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉………半期分

給与支払報告書の提出
2月、5月、8月、11月決算法人の3ヵ月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税・地方消費税〉

法人・個人事業者の1ヵ月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税・地方消費税〉

消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3ヵ月ごとの中間申告
〈消費税・地方消費税〉

消費税の年税額が4,800万円超の3月～10月までの決算法人の1ヵ月ごとの中間申告
〈消費税・地方消費税〉



明けましておめでとございます
今年も宜しくお願い致します

MMIグループ 同



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。